

特定公共的施設整備計画(変更)届出書

世田谷区長 あて

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づき、特定公共的施設の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地			
2 名称			
3 種類	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場		
4 工事の種別	新設		改修
5 規模等	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場	延長 駐車可能台数	m、面積 敷地面積 面積 台、面積 m ² m ² m ² m ²
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 代理人	所在地及び名称		
	担当者	電話番号	

※ 回 答 (確 認) 欄				
※ 決 裁 欄	担 当	係 長	課 長	備考 1. この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(以下、「規則」という。)別表第1に定める道路、公園、公共交通施設及び路外駐車場と同表特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。 2. 種類及び工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。 3. 規則別表第14条に掲げる書類等を必ず添付してください。 4. ※欄には、記入しないでください。 5. 届出書は、正副2部提出してください。

受領日 年 月 日

別表第14（第13条、第17条関係）

区分	添付書類
建築物	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
道路	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び標準断面図 3 その他区長が必要と認める書類
公園	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び詳細図 3 その他区長が必要と認める書類
公共交通施設	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
路外駐車場	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図及び配置図 3 その他区長が必要と認める書類
集合住宅	1 区長が別に定める集合住宅整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
 特定公共的施設整備項目表（路外駐車場）

整備・遵守基準	不特定かつ多数の者が利用するもの			
整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄
1 路外駐車場車いす利用者用駐車施設	1 車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設を1以上設置	台		
	幅は350cm以上	cm		
	車いす利用者用駐車施設がその付近にその旨表示	有 無		
	傾斜部に設けない	良 否		
	次項の経路ができるだけ短くなる位置に設置	良 否		
2 路外駐車場移動等円滑化経路	1 車いす用駐車施設から道までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路	良 否		
	段差を設けない	良 否		
	出入口の幅は85cm以上	cm		
	通路の幅は120cm以上	cm		
	50mごとに車いすの転回に支障がない場所を設置	有 無		
	平たんでぬれてもすべりにくい仕上げ	良 否	材質()	
	排水溝、集水ます等を設けない (やむを得ず設ける場合は、つえ等が落ちない構造の蓋設置)	有 無	溝幅 = mm	
	傾斜路は次に掲げるもの			
	幅は120cm以上(段併設の場合は90cm以上)	cm		
	こう配は1/20以下(*高さ16cm以下の場合1/8以下、高さ75cm以下の場合1/12以下)	1/		
	高さ75cmごとに、150cm以上の踊場の設置	有 無		
	手すり設置	有 無		
	2 出入口付近に車いす利用者等用駐車施設への経路の案内表示 (出入口から車いす利用者等駐車施設を視認することができる場合を除く)	有 無		

